

令和6年度 秋の狂犬病予防の巡回注射を実施します

狂犬病予防の巡回注射を下記日程で実施します。

新たに犬を飼い始めた方は、予防注射と合わせて登録の手続きができますので、実施会場までお越しください。

飼い犬登録・狂犬病予防注射は「狂犬病予防法」で義務付けられており、これらを怠ると法律上、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

1 対象犬 生後91日以上全ての飼い犬(室内犬も対象)。

2 料 金

■新たに犬を飼い始めた方

3,000円(登録手数料)+3,050円(予防注射料金)+550円(注射済票交付手数料)=**6,600円**

■狂犬病予防注射のみの方(登録済みの方)

3,050円(予防注射料金)+550円(注射済票交付手数料)=**3,600円**

※当日はおつりのないようご協力をお願いします。

3 注意事項

- 飼い犬登録および予防注射は、どの実施会場でも可能です。
- これまでに登録済みの飼い主の方は、10月にお送りした**ハガキ**(注射済票交付申請書)を当日**必ず持参**してください。(ハガキを忘れた場合、受付に時間がかかります。)
- 犬が体調不良の場合および過去に狂犬病予防注射後に異常を起したことがある犬は、動物病院で予防注射を受けてください。**また、当日、犬の体調が不安な場合は予防注射前に必ず獣医師に申し出てください。**
- 暴れる犬や咬む犬、興奮しやすい犬は動物病院で予防注射を受けさせてください。
- 犬が病気等により予防注射が困難な場合には、猶予証明書が必要となりますので、かかりつけの獣医師に相談してください。
- 巡回注射のいずれの日程にも都合がつかない方は、動物病院で予防注射を受けさせてください。

「狂犬病とは」

狂犬病ウイルスは、全ての哺乳類に感染し、発病すると狂犬病特有の水を怖がる恐水症状とともに、興奮性・麻痺・精神錯乱などの神経症状が現れ、ほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。

国内では、令和2年5月に静岡市内在住の方が狂犬病を発症し亡くられました。この方は、令和元年9月頃にフィリピンで犬に左足首を咬まれており、このことが原因で狂犬病に感染したものと推定されています。

WHO(世界保健機関)によると、今でも世界では狂犬病により多くの方が命を落としており、国外から持ち込まれた動物などにより、国内で狂犬病が発生する危険が懸念されています。

4 日程表

地区	月日	実施場所	実施時間
浅間・野沢 中込・東	10月12日 (土)	安原公民館	7:40~7:50
		JA佐久浅間佐久野沢支所(三塚)	8:10~8:20
		浅間会館	8:35~8:50
		佐久市役所東側駐車場	9:10~9:30
浅科	10月12日 (土)	八幡コミュニティセンター	10:50~11:00
		上原区公会場	11:10~11:20
		旧浅科公民館(塩名田)	11:30~11:40
		佐久市役所浅科支所	11:50~12:00
臼田	10月27日 (日)	あいとびあ臼田	8:30~8:40
		十日町公会場	8:50~8:55
		旧切原会館	9:05~9:10
		佐久市役所臼田支所	9:20~9:30
望月	10月27日 (日)	布施地域コミュニティセンター	11:00~11:05
		御鹿の郷地域ふれあいセンター	11:15~11:25
		桜ヶ丘地域ふれあいセンター	11:35~11:40
		駒の里ふれあいセンター	11:50~12:00